

条例及び規則に定める基準案について

1 条例化に当たっての基本的な考え方

児童福祉法の改正に伴い、障害児施設等は、現行の障害種別に分かれた施設体系から、通所・入所及び医療の提供の有無により再編される。国では、新たな基準省令において、施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行基準を基本としつつも、障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとしている。このため、障害児施設等については、国の新たな基準省令で示された基準に基づき規定する。

2 都条例の対象となる基準省令

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

(2) 指定通所支援の事業・指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について

① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

② 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

3 条例及び規則に定める施設等種別ごとの基準

別表のとおり

別表 福祉型児童発達支援センター (主として知的障害のある児童を通わせる施設)

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
基本方針	参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 支援の単位ごとに 4:1以上	施・指
		*附則(経過措置) 旧児童福祉法(※)に規定する知的障害児通園施設については、当分の間、乳幼児4:1以上及び少年7:5:1以上とする。	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
	機能訓練担当職員	従 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合、配置	施・指
		従 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	施・指
	栄養士	従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指	
職員資格	管理者	従 配置	指
	嘱託医	従 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定) (児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業した者、社会福祉士、精神保健福祉士、大学等で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科等を卒業した者、社会福祉学・心理学・教育学・社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより大学院入学を認められた者、高等学校等を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者、学校教諭の資格を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者のいずれか)	施
設備基準	指導訓練室	従 設置	施・指
	指導訓練室(面積)	従 児童1人当たり2.47㎡以上	施・指
	指導訓練室(定員)	参酌 10人	施・指
	遊戯室	従 設置	施・指
	遊戯室(面積)	従 児童1人当たり1.65㎡以上	施・指
	屋外遊戯場	参酌 設置(児童発達支援センターの付近にある代わるべき場所を含む。)	施・指
	医務室	参酌 設置	施・指
	相談室	参酌 設置	施・指
	調理室	従 参酌 設置	施 指
	便所	参酌 設置	施・指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌 設置	施・指
静養室	参酌 設置	施・指	
理念等	生活指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、児童発達支援センターを退所した後、できる限り社会に適應するよう行わなければならない。	施
	通所支援計画の作成	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児通所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	心理学的及び精神医学的診査	参酌 児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	施

※ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の児童福祉法

別表 福祉型児童発達支援センター (主として難聴児を通わせる施設)

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
基本方針	参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 支援の単位ごとに 4:1以上	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
	機能訓練担当職員	従 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合、配置	施・指
		従 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	施・指
	言語聴覚士	従 支援の単位ごとに 4人以上	施・指
		*附則(経過措置) 旧児童福祉法(※)に規定する盲ろうあ児施設(通所)については、当分の間、聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員)それぞれ2人以上とする。	施・指
		従 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	施・指
	栄養士	従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指	
管理者	従 配置	指	
職員資格	嘱託医	従 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型児童発達支援センター(主として知的障害のある児童を通わせる施設)を参照	施
設備基準	指導訓練室	参酌 設置	施・指
	指導訓練室(面積)	従 児童1人当たり2.47㎡以上(この限りでない。)	指
	指導訓練室(定員)	参酌 10人(この限りでない。)	指
	遊戯室	従 設置	施・指
	遊戯室(面積)	従 児童1人当たり1.65㎡以上(この限りでない。)	指
	屋外遊戯場	参酌 設置(児童発達支援センターの付近にある代わるべき場所を含む。)	施・指
	医務室	参酌 設置	施・指
	相談室	参酌 設置	施・指
	調理室	従 設置	施
		参酌	指
	便所	参酌 設置	施・指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌 設置	施・指
	聴力検査室	参酌 設置	施・指
理念等	生活指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、児童発達支援センターを退所した後、できる限り社会に適応するよう行わなければならない。	施
	通所支援計画の作成	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児通所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	入所した児童に対する健康診断	参酌 入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。	施

※ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の児童福祉法

別表 福祉型児童発達支援センター (主として重症心身障害児を通わせる施設)

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
基本方針	参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 支援の単位ごとに 4:1以上	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
	機能訓練担当職員	従 1人以上	施・指
		従 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	施・指
	看護師	従 1人以上	施・指
		従 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	施・指
	栄養士	従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指	
管理者	従 配置	指	
職員資格	嘱託医	従 内科、精神科、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型児童発達支援センター(主として知的障害のある児童を通わせる施設)を参照	施
設備基準	指導訓練室	参酌 設置	施・指
	指導訓練室(面積)	従 児童1人当たり2.47㎡以上(この限りでない。)	指
	指導訓練室(定員)	参酌 10人(この限りでない。)	指
	遊戯室	従 設置(支援に支障がない場合、設置しないことも可)	指
	遊戯室(面積)	従 児童1人当たり1.65㎡以上(この限りでない)	指
	屋外遊戯場	参酌 設置(児童発達支援センターの付近にある代わるべき場所を含む。)(支援に支障がない場合、設置しないことも可)	指
	医務室	参酌 設置(支援に支障がない場合、設置しないことも可)	指
	相談室	参酌 設置(支援に支障がない場合、設置しないことも可)	指
	調理室	従 設置 参酌	施 指
	便所	参酌 設置	施・指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌 設置	施・指
理念等	生活指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、児童発達支援センターを退所した後、できる限り社会に適応するよう行わなければならない。	施
	通所支援計画の作成	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児通所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。	施

別表 福祉型児童発達支援センター

(主として知的障害のある児童、難聴児及び重症心身障害児を通わせる施設を除く)

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
基本方針	参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 支援の単位ごとに 4:1以上	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
	機能訓練担当職員	従 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合、配置	施・指
		従 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	施・指
	栄養士	従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指	
管理者	従 配置	指	
職員資格	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型児童発達支援センター(主として知的障害のある児童を通わせる施設)を参照	施
設備基準	指導訓練室	従 設置	施・指
	指導訓練室(面積)	従 児童1人当たり2.47㎡以上	施・指
	指導訓練室(定員)	参酌 10人	施・指
	遊戯室	従 設置	施・指
	遊戯室(面積)	従 児童1人当たり1.65㎡以上	施・指
	屋外遊戯場	参酌 設置(児童発達支援センターの付近にある代わるべき場所を含む。)	施・指
	医務室	参酌 設置	施・指
	相談室	参酌 設置	施・指
	調理室	従 設置 参酌	施 指
	便所	参酌 設置	施・指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌 設置	施・指
理念等	生活指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、児童発達支援センターを退所した後、できる限り社会に適應するよう行わなければならない。	施
	通所支援計画の作成	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児通所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。	施

**別表 児童発達支援 ※福祉型児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う事業所
(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)**

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
基本方針	参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指	
職員配置	指導員又は保育士	従	支援を行う単位ごとにその時間帯を通じて 2人以上	指
		従	障害児が10人を超える場合、10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人以上加配	指
		従	1人以上は常勤	指
	機能訓練担当職員	従	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合、配置	指
		従	支援を行う単位ごとにその時間帯を通じて専ら支援に当たる場合、指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	指
	児童発達支援管理責任者	従	1人以上	指
		従	1人以上は専任かつ常勤	指
管理者	従	配置	指	
設備基準	指導訓練室	参酌	設置(訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。)	指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌	設置	指

**別表 児童発達支援 ※福祉型児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う事業所
(主として重症心身障害児を通わせる事業所)**

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項 目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
基本方針		参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指
職員配置	嘱託医	従	1人以上	指
	看護師	従	1人以上	指
	児童指導員又は保育士	従	1人以上	指
	機能訓練担当職員	従	1人以上	指
	児童発達支援管理責任者	従	1人以上	指
	管理者	従	配置	指
職員資格	児童指導員	従	(児童養護施設に係る章で規定)※福祉型児童発達支援センター(主として知的障害のある児童を通わせる施設)を参照	施
設備基準	指導訓練室	参酌	設置(訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。)	指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌	設置	指

別表 福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援(共通事項) 1/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
利用定員	標準	事業所は、その利用定員を10人以上とする。主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。	指
内容及び手続の説明及び同意	従	・事業者は、指定児童発達支援の利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ・事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。	指
契約支給量の報告等	参酌	・事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、支援の内容、保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(契約支給量)その他の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」という。)を保護者の通所受給者証に記載しなければならない。 ・契約支給量の総量は、保護者の支給量を超えてはならない。 ・事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。(通所受給者証記載事項に変更があった場合も同様)	指
提供拒否の禁止	従	事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。	指
連絡調整に対する協力	参酌	事業者は、指定児童発達支援の利用について区市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	指
サービス提供困難時の対応	参酌	事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。	指
受給資格の確認	参酌	事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、給付決定をされた指定通所支援の種類、給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。	指
障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌	・事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ・事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	指
心身の状況等の把握	参酌	事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	指
指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌	・事業者は、指定児童発達支援の提供に当たって、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ・事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際して、障害児又は家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	指
サービスの提供の記録	参酌	・事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を支援の提供の都度記録しなければならない。 ・事業者は、記録に際しては、保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。	指
指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌	・事業者が、保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 ・金銭の支払を求める際は、使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。(通所利用者負担額の支払については、この限りでない。)	指

運営基準

別表 福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援(共通事項) 2/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
運営基準	通所利用者負担額の受領	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、保護者から支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、保護者から、支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 事業者は、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用(児童発達支援センターに限る)(厚生労働大臣が定めるところによる)、日用品費及び日常生活において通常必要となるものであって保護者に負担させることが適当であるものの費用の額の支払を保護者から受けることができる。費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 	指
	通所利用者負担額に係る管理	<p>事業者は、障害児が同一の月に当該事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合で、保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、事業者は、支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、保護者及び他の指定通所支援を提供した事業者等に通知しなければならない。</p>	指
	障害児通所給付費の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、額を通知しなければならない。 事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。 	指
	指定児童発達支援の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、児童発達支援計画に基づき、支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、その改善を図らなければならない。 	指
	児童発達支援計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって、障害児について、アセスメントを行い、適切な支援内容の検討をしなければならない。 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たって、保護者及び障害児に面接しなければならない。面接の趣旨を十分に説明し、理解を得なければならない。 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、家族に対する援助及び事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって、指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求める。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって、保護者及び障害児に対し、児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得なければならない。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際は、児童発達支援計画を保護者に交付しなければならない。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たって、保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、定期的に保護者及び障害児に面接し、モニタリングの結果を記録しなければならない。 <p>(アセスメントから児童発達支援計画の交付までは、児童発達支援計画の変更の際も同じ)</p>	指

別表 福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援(共通事項) 3/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
児童発達支援管理責任者の責務	参酌	児童発達支援管理責任者は、相談及び援助、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。	指
相談及び援助	参酌	事業者は、障害児の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、障害児又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	指
指導、訓練等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、障害児の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。 事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立し、社会生活への適応性を高めるよう、支援を行わなければならない。 事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行わなければならない。 事業者は、障害児に対して、保護者の負担により、事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 	指
	従	事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。	指
食事	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業所(児童発達支援センターに限る)において、食事を提供するときの献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 事業所(児童発達支援センターに限る)は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 	指
社会生活上の便宜の供与等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、レクリエーション行事を行わなければならない。 事業者は、常に家族との連携を図るよう努めなければならない。 	指
健康管理	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者(児童発達支援センターにおいて、指定児童発達支援を行う者に限る)は、障害児の健康の状況に注意するとともに、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 事業者(児童発達支援センターにおいて、指定児童発達支援を行う者に限る)は、児童相談所において通所開始前の健康診断が行われた場合は通所開始時の健康診断の、学校において健康診断が行われた場合は定期又は臨時の健康診断の、全部又は一部を行わないことができる。この場合は、健康診断の結果を把握しなければならない。 事業所(児童発達支援センターに限る)の従業者の健康診断に当たって、綿密な注意を払わなければならない。 	指
緊急時等の対応	参酌	事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	指
通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	参酌	事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区市町村に通知しなければならない。	指
管理者の責務	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理等を一元的に行わなければならない。 管理者は、事業所の従業者に人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 	指
運営規程	参酌	事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種及び員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員、指定児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額、通常の事業の実施地域、サービスの利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項)	指

運営基準

別表 福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援(共通事項) 4/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
勤務体制の確保等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。 事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 事業者は、従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。 	指
定員の遵守	参酌	事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	指
非常災害対策	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業員に周知しなければならない。 事業者は、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 	指
衛生管理等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、障害児の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 	指
協力医療機関	参酌	事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めておかななければならない。	指
掲示	参酌	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の重要事項を掲示しなければならない。	指
身体拘束等の禁止	従	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たって、障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 	指
虐待等の禁止	従	事業所の従業員は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	指
懲戒に係る権限の濫用禁止	従	事業所(児童発達支援センターに限る)の長たる管理者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	指
秘密保持等	従	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。 	指
情報の提供等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 事業者は、広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 	指
利益供与等の禁止	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又は家族に対して事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 	指

運営基準

別表 福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援(共通事項) 5/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
運営基準	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、障害児又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、都道府県知事又は区市町村長(以下「都道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類等物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類等物件の検査に応じ、障害児又は保護者その他の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、従って必要な改善を行わなければならない。 事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事等に報告しなければならない。 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。 	指
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 事業者(児童発達支援センターにおいて、指定児童発達支援事業を行うものに限る)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。 	指
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、区市町村、障害児の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 事業者は、指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	指
	会計の区分	事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	指
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 事業者は、指定児童発達支援の提供に関する記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存しなければならない。(指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録、児童発達支援計画、区市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録) 	指

別表 医療型児童発達支援センター 1/3

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
基本方針	参酌	障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行う。	指
職員配置	診療所として必要な職員	医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数 *医療法 第1条の5第2項 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	施・指
	児童指導員、保育士	児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
	看護師	1人以上	施・指
	理学療法士又は作業療法士	1人以上	施・指
	児童発達支援管理責任者	1人以上	施・指
	機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合、配置	指
	管理者	配置	指
職員資格	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型児童発達支援センター(主として知的障害のある児童を通わせる施設)を参照	施
設備基準	診療所として必要な設備	参酌 ※病室:従 医療法に規定する診療所として必要な設備を設置	施・指
	指導訓練室	参酌 設置	施・指
	屋外訓練場	参酌 設置	施・指
	相談室	参酌 設置	施・指
	調理室	従 参酌 設置	施 指
	階段	参酌 傾斜を緩やかにしなければならない。	施・指
	手すり、身体の機能の不自由を助ける設備	参酌 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設ける。	施・指
理念等	生活指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、児童発達支援センターを退所した後、できる限り社会に適応できるよう行わなければならない。	施
	通所支援計画の作成	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児通所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	入所した児童に対する健康診断	参酌 入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。	施

別表 医療型児童発達支援センター 2/3

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
利用定員	標準	事業所は、その利用定員を10人以上とする。	指
内容及び手続の説明及び同意	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
契約支給量の報告等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
提供拒否の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
連絡調整に対する協力	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
サービス提供困難時の対応	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
受給資格の確認	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
心身の状況等の把握	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
サービスの提供の記録	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
運営基準 通所利用者負担額の受領	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、保護者から支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、保護者から、支援に係る指定通所支援費用基準額及び指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養を除く)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払を受けるものとする。 事業者は、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用(厚生労働大臣が定めるところによる)、日用品費及び日常生活において通常必要となるものであつて保護者に負担させることが適当であるものの費用の額の支払を保護者から受けることができる。費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 	指
通所利用者負担額に係る管理	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
障害児通所給付費の額に係る通知等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、法定代理受領により障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、保護者に対し、額を通知しなければならない。 事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。 	指
指定医療型児童発達支援の取扱方針	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
医療型児童発達支援計画の作成等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定(「児童発達支援計画の作成等」)を準用(「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と読み替える。)	指

別表 医療型児童発達支援センター 3/3

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
児童発達支援管理責任者の責務	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
相談及び援助	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指導、訓練等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
食事	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
社会生活上の便宜の供与等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
健康管理	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
緊急時等の対応	参酌	事業所の従業者は、現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	指
通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	参酌	事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区市町村に通知しなければならない。	指
管理者の責務	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
運営規程	参酌	事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種及び員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員、指定医療型児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額、通常の事業の実施地域、サービスの利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項)	指
勤務体制の確保等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
定員の遵守	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
非常災害対策	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
衛生管理等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
掲示	参酌	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の重要事項を掲示しなければならない。	指
身体拘束等の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
虐待等の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
懲戒に係る権限の濫用禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
秘密保持等	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
情報の提供等	参酌	事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	指
利益供与等の禁止	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
苦情解決	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
地域との連携等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
事故発生時の対応	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
記録の整備	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指

運営基準

別表 放課後等デイサービス 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
基本方針	参酌	障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	指	
職員配置	指導員又は保育士	従	サービスの単位ごとにその時間帯を通じて 2人以上	指
		従	障害児が10人を超える場合、10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人以上加配	指
		従	1人以上は常勤	指
	機能訓練担当職員	従	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合、配置	指
		従	サービスの単位ごとにその時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合、指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	指
	児童発達支援管理責任者	従	1人以上	指
	管理者	従	1人以上は専任かつ常勤	指
設備基準	指導訓練室	参酌	設置(訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。)	指
	サービスの提供に必要な設備及び備品等	参酌	設置	指
運営基準	利用定員	標準	事業所は、その利用定員を10人以上とする。	指
	内容及び手続の説明及び同意	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	契約支給量の報告等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	提供拒否の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	連絡調整に対する協力	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	サービス提供困難時の対応	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	受給資格の確認	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	心身の状況等の把握	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	サービスの提供の記録	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指	

別表 放課後等デイサービス 2/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
通所利用者負担額の受領	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者からサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から、サービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 事業者は、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものであって保護者に負担させることが適当であるものの額の支払を保護者から受けることができる。費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 	指
通所利用者負担額に係る管理	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
障害児通所給付費の額に係る通知等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指定放課後等デイサービス支援の取扱方針	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
放課後等デイサービス計画の作成等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定(「児童発達支援計画の作成等」)を準用(「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と読み替える。)	指
児童発達支援管理責任者の責務	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
相談及び援助	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指導、訓練等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
社会生活上の便宜の供与等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
緊急時等の対応	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
管理者の責務	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
運営規程	参酌	医療型児童発達支援センターに係る規定を準用	指
勤務体制の確保等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
定員の遵守	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
非常災害対策	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
衛生管理等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
掲示	参酌	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の重要事項を掲示しなければならない。	指
身体拘束等の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
虐待等の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
秘密保持等	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
情報の提供等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
利益供与等の禁止	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
苦情解決	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
地域との連携等	参酌	事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	指
事故発生時の対応	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
会計の区分	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
記録の整備	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指

別表 保育所等訪問支援 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
基本方針	参酌	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	指	
職員配置	訪問支援員	従	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数	指
	児童発達支援管理責任者	従	1人以上	指
	管理者	従	配置	指
設備基準	専用の区画	参酌	事業の運営を行うために必要な広さ	指
	支援の提供に必要な設備及び備品等	参酌	設置	指
運営基準	身分を証する書類の携行	参酌	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、保護者その他の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指
	内容及び手続の説明及び同意	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	契約支給量の報告等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	提供拒否の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	連絡調整に対する協力	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	サービス提供困難時の対応	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	受給資格の確認	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	心身の状況等の把握	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	指定障害児通所支援事業者等との連携等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	サービスの提供の記録	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	通所利用者負担額の受領	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、保護者から支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、保護者から、支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 事業者は、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができる。交通費については、保護者に対し、その額について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 	指

別表 保育所等訪問支援 2/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
通所利用者負担額に係る管理	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
障害児通所給付費の額に係る通知等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指定保育所等訪問支援の取扱方針	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
保育所等訪問支援計画の作成等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定(「児童発達支援計画の作成等」)を準用(「児童発達支援計画」とあるのは、「保育所等訪問支援計画」と読み替える。)	指
児童発達支援管理責任者の責務	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
相談及び援助	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
指導、訓練等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
社会生活上の便宜の供与等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
緊急時等の対応	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
管理者の責務	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
運営規程	参酌	事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種及び員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、指定保育所等訪問支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額、通常の事業の実施地域、サービスの利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項)	指
勤務体制の確保等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
衛生管理等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
掲示	参酌	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の重要事項を掲示しなければならない。	指
身体拘束等の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
虐待等の禁止	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
秘密保持等	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
情報の提供等	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
利益供与等の禁止	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
苦情解決	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
地域との連携等	参酌	事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	指
事故発生時の対応	従	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
会計の区分	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指
記録の整備	参酌	福祉型児童発達支援センター及びその他の児童発達支援に係る規定を準用	指

運営基準

別表 福祉型障害児入所施設

(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設) 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
職員配置	囑託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 総数 4.3:1以上	施・指
		従 30人以下の施設の場合、1人以上加配	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
		参酌 少なくとも1人は児童と起居を共にする	施
		従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
	児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指
	心理指導担当職員	従 対象者5人以上に行う場合、配置	施・指
	職業指導員	従 職業指導を行う場合、配置	施・指
職員資格	囑託医	従 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者	施
	心理指導担当職員	従 大学で心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有する者又は同等以上	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定) (児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業した者、社会福祉士、精神保健福祉士、大学等で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科等を卒業した者、社会福祉学・心理学・教育学・社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより大学院入学を認められた者、高等学校等を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者、学校教諭の資格を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者のいずれか)	施
設備基準	居室(面積)	従 児童1人当たり4.95㎡以上(乳幼児のみの場合、1人当たり3.3㎡以上)	施・指
		附則(経過措置) 平成23年厚生労働省令第71号()の施行の際現に存していた施設(省令の施行後に、増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、児童1人当たり3.3㎡以上とする。	施・指
	居室(定員)	参酌 4人以下(乳幼児のみの場合、6人以下)	施・指
		附則(経過措置) 平成23年厚生労働省令第71号()の施行の際現に存していた施設(省令の施行後に、増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、15人以下とする。	施・指
	居室(その他)	参酌 児童の年齢等により男女別	施・指
	調理室	従 設置	施
		参酌	指
	浴室	参酌 設置	施・指
	便所	参酌 設置	施・指
		参酌 男女別	施
	医務室	参酌 設置(30人以上の施設の場合、設置)	施・指
	静養室	参酌 設置	施・指
	職業指導に必要な設備	参酌 児童の年齢、適性等に応じ、必要な設備を設置	施・指
理念等	生活指導、学習指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適応できるよう行わなければならない。	施
		参酌 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。	施
	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	参酌 ・児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。 ・勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。	施

別表 福祉型障害児入所施設

(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設) 2/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項 目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
理念等	入所支援計画の作成	参酌	施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌	施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	心理学的及び精神医学的診査	参酌	入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	施

※ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年6月17日施行)

別表 福祉型障害児入所施設 (主として自閉症児を入所させる施設) 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 総数 4.3:1以上	施・指
		従 30人以下の施設の場合、1人以上加配	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
		参酌 少なくとも1人は児童と起居を共にする	施
		従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
	児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指
	医師	従 配置	施・指
	看護師	従 総数 20:1以上	施・指
心理指導担当職員	従 対象者5人以上に行う場合、配置	施・指	
職業指導員	従 職業指導を行う場合、配置	施・指	
職員資格	嘱託医	従 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者	施
	医師	従 児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者	施
	心理指導担当職員	従 大学で心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有する者又は同等以上	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設)を参照	施
設備基準	居室(面積)	従 児童1人当たり4.95㎡以上(乳幼児のみの場合、1人当たり3.3㎡以上)	施・指
		*附則(経過措置) 平成23年厚生労働省令第71号(※)の施行の際現に存していた施設(省令の施行後に、増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、児童1人当たり3.3㎡以上とする。	施・指
	居室(定員)	参酌 4人以下(乳幼児のみの場合、6人以下)	施・指
		*附則(経過措置) 平成23年厚生労働省令第71号(※)の施行の際現に存していた施設(省令の施行後に、増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、15人以下とする。	施・指
	居室(その他)	参酌 児童の年齢等により男女別	施・指
	調理室	従 設置	施
		参酌	指
	浴室	参酌 設置	施・指
	便所	参酌 設置	施・指
		参酌 男女別	施
医務室	参酌 設置(30人以上の施設の場合、設置)	施・指	
静養室	参酌 設置	施・指	
職業指導に必要な設備	参酌 児童の年齢、適性等に応じ、必要な設備を設置	施・指	
理念等	生活指導、学習指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適応できるよう行わなければならない。	施
		参酌 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。	施
	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	参酌 ・児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。 ・勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。	施

別表 福祉型障害児入所施設 (主として自閉症児を入所させる施設) 2/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
理念等	入所支援計画の作成	参酌	施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌	施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	心理学的及び精神医学的診査	参酌	入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	施

※ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年6月17日施行)

別表 福祉型障害児入所施設 (主として盲児又はろうあ児を入所させる施設) 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指
	児童指導員、保育士	従 総数 乳幼児4:1以上、少年5:1以上	施・指
		従 35人以下の施設の場合、1人以上加配	施・指
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
		従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指
	栄養士	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指
	児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指
	心理指導担当職員	従 対象者5人以上に行う場合、配置	施・指
職業指導員	従 職業指導を行う場合、配置	施・指	
職員資格	嘱託医	従 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者	施
	心理指導担当職員	従 大学で心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有する者又は同等以上	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設)を参照	施
設備基準	居室(面積)	従 児童1人当たり4.95㎡以上(乳幼児のみの場合、1人当たり3.3㎡以上)	施・指
		*附則(経過措置) 平成23年厚生労働省令第71号(※)の施行の際現に存していた施設(省令の施行後に、増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、児童1人当たり3.3㎡以上とする。	施・指
	居室(定員)	参酌 4人以下(乳幼児のみの場合、6人以下)	施・指
		*附則(経過措置) 平成23年厚生労働省令第71号(※)の施行の際現に存していた施設(省令の施行後に、増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、15人以下とする。	施・指
	居室(その他)	参酌 児童の年齢等により男女別	施・指
	調理室	従 設置	施
		参酌	指
	浴室	参酌 設置	施・指
	便所	参酌 設置	施・指
		参酌 男女別	施
	医務室	参酌 設置(30人以上の施設の場合、設置)	施・指
	静養室	参酌 設置(30人以上の施設の場合、設置)	施・指
	遊戯室	参酌 設置	施・指
	訓練室	参酌 設置	施・指
	職業指導に必要な設備	参酌 児童の年齢、適性等に応じ、必要な設備を設置	施・指
	音楽に関する設備	参酌 設置(主として盲児を入所させる施設)	施・指
	映像に関する設備	参酌 設置(主としてろうあ児を入所させる施設)	施・指
	手すり、身体の機能の不自由を助ける設備	参酌 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設ける。(主として盲児を入所させる施設)	施・指
	階段	参酌 傾斜を緩やかにしなければならない。(主として盲児を入所させる施設)	施・指
	理念等	生活指導、学習指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適應するよう行わなければならない。
参酌 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。			施

**別表 福祉型障害児入所施設
(主として盲児又はろうあ児を入所させる施設) 2/2**

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
理念等	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	・児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。 ・勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。	施
	入所支援計画の作成	施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	入所した児童に対する健康診断	入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。	施

※ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年6月17日施行)

別表 福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由のある児童を入所させる施設) 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
職員配置	嘱託医	従 1人以上	施・指	
	児童指導員、保育士	従 総数 3.5:1以上	施・指	
		従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指	
		参酌 少なくとも1人は児童と起居を共にする	施	
	栄養士	従 1人以上(40人以下の施設を除く)	施・指	
	調理員	従 1人以上(調理業務の全部を委託する施設を除く)	施・指	
	児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指	
	看護師	従 1人以上	施・指	
	心理指導担当職員	従 対象者5人以上に行う場合、配置	施・指	
職業指導員	従 職業指導を行う場合、配置	施・指		
職員資格	心理指導担当職員	従 大学で心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有する者又は同等以上	施	
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設)を参照	施	
設備基準	居室(面積)	従 児童1人当たり4.95㎡以上(乳幼児のみの場合、1人当たり3.3㎡以上)	施・指	
	居室(定員)	参酌 4人以下(乳幼児のみの場合、6人以下)	施・指	
	居室(その他)	参酌 児童の年齢等により男女別	施・指	
	調理室	従	設置	施
		参酌		指
	浴室	参酌 設置	施・指	
	便所	参酌 設置	施・指	
		参酌 男女別	施	
	医務室	参酌 設置	施・指	
	静養室	参酌 設置	施・指	
	訓練室	参酌 設置	施・指	
	屋外訓練場	参酌 設置	施・指	
	手すり、身体の機能の不自由を助ける設備	参酌 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設ける。	施・指	
階段	参酌 傾斜を緩やかにしなければならない。	施・指		
理念等	生活指導、学習指導	参酌 生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう行わなければならない。	施	
		参酌 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。	施	
	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	参酌 ・児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。 ・勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。	施	
	入所支援計画の作成	参酌 施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施	

**別表 福祉型障害児入所施設
（主として肢体不自由のある児童を入所させる施設） 2/2**

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項 目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
理念等	保護者等との連絡	参酌	施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	入所した児童に対する健康診断	参酌	入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。	施

別表 福祉型障害児入所施設(共通事項) 1/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	従	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、指定入所支援の利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 	指
	提供拒否の禁止	従	施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。	指
	あっせん、調整及び要請に対する協力	参酌	施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	指
	サービス提供困難時の対応	参酌	施設は、障害児が入院治療を必要とする場合その他障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。	指
	受給資格の確認	参酌	施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめるものとする。	指
	障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。 	指
	心身の状況等の把握	参酌	施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	指
	居住地の変更が見込まれる者への対応	参酌	施設は、保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかに当該保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。	指
	入退所の記録の記載等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、入所又は退所に際して、施設の名称、入退所の年月日その他の必要な事項(以下「入所受給者証記載事項」という。)を、保護者の入所受給者証に記載しなければならない。 施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。 施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合には、速やかに都道府県に報告しなければならない。 	指
	サービスの提供の記録	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 施設は、記録に際しては、保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。 	指
	指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設が、保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 金銭の支払を求める際は、用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。(入所利用者負担額の支払については、この限りでない。) 	指
	入所利用者負担額の受領	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、指定入所支援を提供した際は、保護者から支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。 施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、保護者から、支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 施設は、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用及び光熱水費(厚生労働大臣が定めるところによる)、日用品費並びに日常生活において通常必要となるものであって保護者に負担させることが適当であるものの費用の額の支払を保護者から受けることができる。費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 施設は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 	指

別表 福祉型障害児入所施設(共通事項) 2/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項 目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
入所利用者負担額に係る管理	参酌	施設は、障害児が同一の月に当該施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、入所利用者負担額の合計額を算定しなければならない。入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、保護者及び他の指定入所支援を提供した施設等に通知しなければならない。	指
障害児入所給付費等の額に係る通知等	参酌	・施設は、法定代理受領により障害児入所給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、額を通知しなければならない。 ・施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	指
指定入所支援の取扱方針	参酌	・施設は、入所支援計画に基づき、支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 ・施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ・施設は、提供する指定入所支援の質の評価を行い、その改善を図らなければならない。	指
入所支援計画の作成等	参酌	・施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ・児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たって、障害児について、アセスメントを行い、適切な支援内容の検討をしなければならない。 ・児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たって、保護者及び障害児に面接しなければならない。面接の趣旨を十分に説明し、理解を得なければならない。 ・児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。 ・児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たって、指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求める。 ・児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たって、保護者及び障害児に対し、入所支援計画について説明し、文書により同意を得なければならない。 ・児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際は、入所支援計画を保護者に交付しなければならない。 ・児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。 ・児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たって、保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、定期的に保護者及び障害児に面接し、モニタリングの結果を記録しなければならない。 (アセスメントから入所支援計画の交付までは、入所支援計画の変更の際も同じ)	指
児童発達支援管理責任者の責務	参酌	児童発達支援管理責任者は、検討及び援助並びに相談及び援助、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。	指
検討等	参酌	施設は、障害児について、心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な援助を行わなければならない。	指
相談及び援助	参酌	施設は、障害児の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、障害児又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	指
指導、訓練等	参酌	・施設は、障害児の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。 ・施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立し、社会生活への適応性を高めるよう、生活指導を行わなければならない。 ・施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行わなければならない。	指
	従	・施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。 ・施設は、障害児に対して、保護者の負担により、施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。	指

別表 福祉型障害児入所施設(共通事項) 3/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
運営基準	食事	<ul style="list-style-type: none"> 施設において、食事を提供するときの献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 	指	
	社会生活上の便宜の供与等	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、レクリエーション行事を行わなければならない。 施設は、日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、障害児又は家族が行うことが困難である場合は、保護者の同意を得て代わって行わなければならない。 施設は、家族との連携を図るとともに、障害児と家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 	指	
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、障害児の健康の状況に注意するとともに、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 施設は、児童相談所において入所前の健康診断が行われた場合は入所時の健康診断の、学校において健康診断が行われた場合は定期又は臨時の健康診断の、全部又は一部を行わないことができる。この場合は、健康診断の結果を把握しなければならない。 施設の従業者の健康診断に当たって、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 	指	
	緊急時等の対応	<p>施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	指	
	障害児の入院期間中の取扱い	<p>施設は、障害児が、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合で、おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。</p>	指	
	給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>施設は、設置者が厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、管理しなければならない。(障害児に係る金銭とその他の財産と区分すること、給付金の支給の趣旨に従って用いること、収支状況を明らかにする記録を整備すること、退所した場合には速やかに障害児に係る金銭を障害児に取得させること。)</p>	指	
	入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して都道府県に通知しなければならない。</p>	指	
	管理者による管理等	従	<p>施設は、専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。管理上支障がない場合は、施設の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	指
		参酌	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、施設の従業者及び業務の管理等を一元的に行わなければならない。 管理者は、施設の従業者に人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 	指
	運営規程	参酌	<p>施設は、施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。(施設の目的及び運営の方針、従業者の職種及び員数及び職務の内容、入所定員、指定入所支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額、施設の利用に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、主として入所させる障害児の障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他施設の運営に関する重要事項)</p>	指
勤務体制の確保等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。 施設は、施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 施設は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。 	指	

別表 福祉型障害児入所施設(共通事項) 4/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
定員の遵守	参酌	施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	指
非常災害対策	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知しなければならない。 施設は、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 	指
衛生管理等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、障害児の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、入浴させ又は清しきしなければならない。 	指
協力医療機関等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めておかななければならない。 施設は、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 	指
掲示	参酌	施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の重要事項を掲示しなければならない。	指
身体拘束等の禁止	従	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、指定入所支援の提供に当たって、障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 	指
虐待等の禁止	従	施設の従業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	指
懲戒に係る権限の濫用禁止	従	施設の長たる管理者は、児童福祉法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	指
秘密保持等	従	<ul style="list-style-type: none"> 施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。 	指
情報の提供等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 施設は、広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 	指
利益供与等の禁止	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 	指

運営基準

別表 福祉型障害児入所施設(共通事項) 5/5

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
運営基準	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、障害児又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 施設は、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 施設は、提供した指定入所支援に関し、都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類等物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類等物件の検査に応じ、障害児又は保護者その他の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、従って必要な改善を行わなければならない。 施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事に報告しなければならない。 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。 	指
	地域との連携等	施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	指
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、障害児の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 施設は、指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	指
	会計の区分	施設は、施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	指
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 施設は、指定入所支援の提供に関する記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存しなければならない。(入所支援計画、指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録、都道府県への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録) 	指

別表 医療型障害児入所施設 (主として自閉症児を入所させる施設)

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
職員配置	病院として必要な職員	従 *医療法 第1条の5第1項 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入所させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。	施・指	
	児童指導員、保育士	従	総数 6.7:1以上	施・指
		従	児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
		参酌	少なくとも1人は児童と起居を共にする	施
児童発達支援管理責任者	従	1人以上	施・指	
職員資格	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設)を参照	施	
設備基準	病院として必要な設備	参酌 ※病室:従 ※給食施設:従 参酌 ※病室:従 医療法に規定する病院として必要な設備を設置	施 指	
	訓練室	参酌	設置	施・指
	浴室	参酌	設置	施・指
	静養室	参酌	設置	施・指
	生活指導、学習指導	参酌 参酌	生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適應するよう行わなければならない。 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。	施 施
理念等	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	参酌 ・児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。 ・勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。	施	
	入所支援計画の作成	参酌 施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施	
	保護者等との連絡	参酌 施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。	施	
	心理学的及び精神医学的診査	参酌 入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	施	

別表 医療型障害児入所施設 (主として肢体不自由のある児童を入所させる施設) 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準	
職員配置	病院として必要な職員	従 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる数 *医療法 第1条の5第1項 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。	施・指	
	児童指導員、保育士	従	総数 乳幼児10:1以上、少年20:1以上	施・指
		従	児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
		参酌	少なくとも1人は児童と起居を共にする	施
	児童発達支援管理責任者	従	1人以上	施・指
	理学療法士又は作業療法士	従	1人以上	施・指
職業指導員	従	職業指導を行う場合、配置	指	
職員資格	施設長	施	肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師	施
	医師	施	肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師	施
	児童指導員	従	(児童養護施設に係る章で規定)※福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設)を参照	施
設備基準	病院として必要な設備	参酌 ※病室:従 ※給食施設:従	医療法に規定する病院として必要な設備を設置、	施
		参酌 ※病室:従		指
	訓練室	参酌	設置	施・指
	浴室	参酌	設置	施・指
	屋外訓練場	参酌	設置	施・指
	ギブス室	参酌	設置	施・指
	特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備	参酌	設置	施・指
	義肢装具を製作する設備	参酌	設置(他に適当な設備がある場合は除く)	施・指
	階段	参酌	傾斜を緩やかにしなければならない。	施・指
	手すり、身体の機能の不自由を助ける設備	参酌	浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設ける。	施・指
理念等	生活指導、学習指導	参酌	生活指導は、児童が日常の起居の間に、施設を退所した後、できる限り社会に適應するよう行わなければならない。	施
		参酌	学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。	施
	職業指導を行うに当たって遵守すべき事項	参酌	・児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。 ・勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。	施

**別表 医療型障害児入所施設
(主として肢体不自由のある児童を入所させる施設) 2/2**

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項 目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
理念等	入所支援計画の作成	参酌	施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施
	保護者等との連絡	参酌	施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。	施
	入所した児童に対する健康診断	参酌	入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。	施

別表 医療型障害児入所施設 (主として重症心身障害児を入所させる施設)

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「施」=児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、

「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
職員配置	病院として必要な職員	従 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる数 *医療法 第1条の5第1項 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。	施・指
	児童指導員、保育士	従 児童指導員1人以上、保育士1人以上	施・指
	児童発達支援管理責任者	従 1人以上	施・指
	理学療法士又は作業療法士	従 1人以上	施・指
	心理指導を担当する職員	従 1人以上	施・指
職員資格	施設長	従 内科、精神科、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師	施
	医師	従 内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師	施
	児童指導員	従 (児童養護施設に係る章で規定)※福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童(自閉症児を除く)を入所させる施設)を参照	施
設備基準	病院として必要な設備	参酌 ※病室:従 ※給食施設:従 医療法に規定する病院として必要な設備を設置	施 指
	訓練室	参酌 設置	施・指
	浴室	参酌 設置	施・指
	理念等	参酌 施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	施

別表 医療型障害児入所施設(共通事項) 1/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
内容及び手続の説明及び同意	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
提供拒否の禁止	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
あつせん、調整及び要請に対する協力	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
サービス提供困難時の対応	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
受給資格の確認	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
心身の状況等の把握	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
居住地の変更が見込まれる者への対応	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
入退所の記録の記載等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
サービスの提供の記録	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
運営基準 入所利用者負担額の受領	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、指定入所支援を提供した際は、保護者から支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。 施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、保護者から、支援に係る指定入所支援費用基準額及び入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払を受けるものとする。 施設は、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日用品費及び日常生活において通常必要となるものであって保護者に負担させることが適当であるものの費用の額の支払を保護者から受けることができる。費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得なければならない。 施設は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 	指
入所利用者負担額に係る管理	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
障害児入所給付費の額に係る通知等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、法定代理受領により障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、保護者に対し、額を通知しなければならない。 施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。 	指
指定入所支援の取扱方針	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
入所支援計画の作成等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
児童発達支援管理責任者の責務	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
検討等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
相談及び援助	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
指導、訓練等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
食事	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
社会生活上の便宜の供与等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指

別表 医療型障害児入所施設(共通事項) 2/2

分類欄の標記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

該当基準欄の標記:「指」=児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	該当基準
健康管理	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
緊急時等の対応	参酌	施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	指
障害児の入院期間中の取扱い	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
給付金として支払を受けた金銭の管理	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	参酌	施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して都道府県に通知しなければならない。	指
管理者による管理等	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
運営規程	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
勤務体制の確保等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
定員の遵守	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
非常災害対策	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
衛生管理等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
協力歯科医療機関	参酌	施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	指
掲示	参酌	施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の重要事項を掲示しなければならない。	指
身体拘束等の禁止	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
虐待等の禁止	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
懲戒に係る権限の濫用禁止	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
秘密保持等	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
情報の提供等	参酌	施設は、入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	指
利益供与等の禁止	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
苦情解決	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
地域との連携等	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
事故発生時の対応	従	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指
記録の整備	参酌	福祉型障害児入所施設に係る規定を準用	指

。運営基準